

令和 4 年度事業計画

昨年の我が国を巡る情勢は、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大しており、特に、感染力の強い変異ウイルスが猛威を振るい、我が国においても、政府はコロナウイルスの感染拡大を防止するため、3 度も緊急事態宣言を発出し、外出自粛、マスク着用、手洗い、消毒の徹底、更には各種イベントの中止、テレワークの導入、更には全国民へのワクチン接種等あらゆる対策を講じているが、最近、感染者数が減少傾向になってきており、各種規制の緩和が検討されている。

水産業、水産物卸売業界を取り巻く環境も、世界的な水産資源の管理強化の進展や、東アジア諸国における魚食普及に伴う大衆魚を中心とした漁獲量の増加などの影響がみられることや、国民の食生活にとってなじみの深い魚種の記録的不漁による取扱量の大幅減少の中で、人口減少や高齢化等による国内需要の低迷、更には市場外流通の増加などにより取扱高の減少傾向が続き、大変厳しい状況にある。

そのような中で、改正卸売市場法が、令和 2 年 6 月 21 日に施行され、認定申請の終了した市場の新たなスタートとなり、大幅に緩和された諸規制に対応していくとともに、改正された食品衛生法による卸売市場を含めた食品事業者への HACCP 義務化等、様々な課題に的確に対応していく必要がある。

現在当連合会は、事務局を（一社）全国青果卸売市場協会（東京都千代田区神田松永町 104 TSK ビル 6 階）事務局に併設したが、引き続き本体制のもとで次の取り組みを進めていきたい。

1. 卸売市場法改正への対応

卸売市場法改正に伴う卸売市場の認定後の円滑な業務運営や、卸売市場を取り巻く諸規制の変化に各市場が適切に対応していけるよう、引き続き情報を収集し、会員への提供に努めていく。

2. 卸売市場の経営強化、連携強化の推進

「講演会」や年 2 回の「会員研修会」を開催するとともに、その内容の充実も図りながら、会員市場の経営強化や相互の連携強化に繋がる取組みの推進に努める。

3. 連合会のホームページの作成・運用

当連合会にはホームページ（以下「HP」という）がないことから会員、一般の方々に認

知されにくい状況にある。このため、広報の手段として、本年度は HP を作成し、適正な運用が図れるよう情報提供に取り組んでいくこととする。

4. 卸売市場機能強化対策の推進

令和 2 年 6 月、改正食品衛生法が施行され、HACCP に沿った衛生管理が令和 3 年 6 月、完全義務化されたが、本年はその対応が出来るようにしていかなければならない。

当連合会は（公財）食品等流通合理化促進機構（食流機構）の支援を受け、「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理の手引書」を作成した。また、全ての卸売業者は管轄保健所に営業届を提出することとなったが、これらについても情報収集を行い、必要に応じ情報提供をして参りたい。

5. 国、関係機関との連携強化

農林水産省をはじめ、日本政策金融公庫、（公財）食品流通構造改善促進機構、（一社）大日本水産会、（一社）全国水産卸協会等の水産流通関係の各関係機関との連携強化を図り、情報収集や会員への有意義な情報の提供に努める。

6. 会員拡大、組織強化の推進

様々な課題に直面している地方卸売市場業界全員が一丸となってこの難局を乗り越えていきたいと考えており、会員の拡大や組織強化を図るための、連合会の魅力や入会メリットの向上に繋がる検討や取組みについて、引き続き検討を進めていくこととする。